

電波遮へい対策事業

(電波法第103条の2第4項第11号に規定する事務)

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内でも携帯電話等を利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、一般社団法人等が移動通信中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助する。

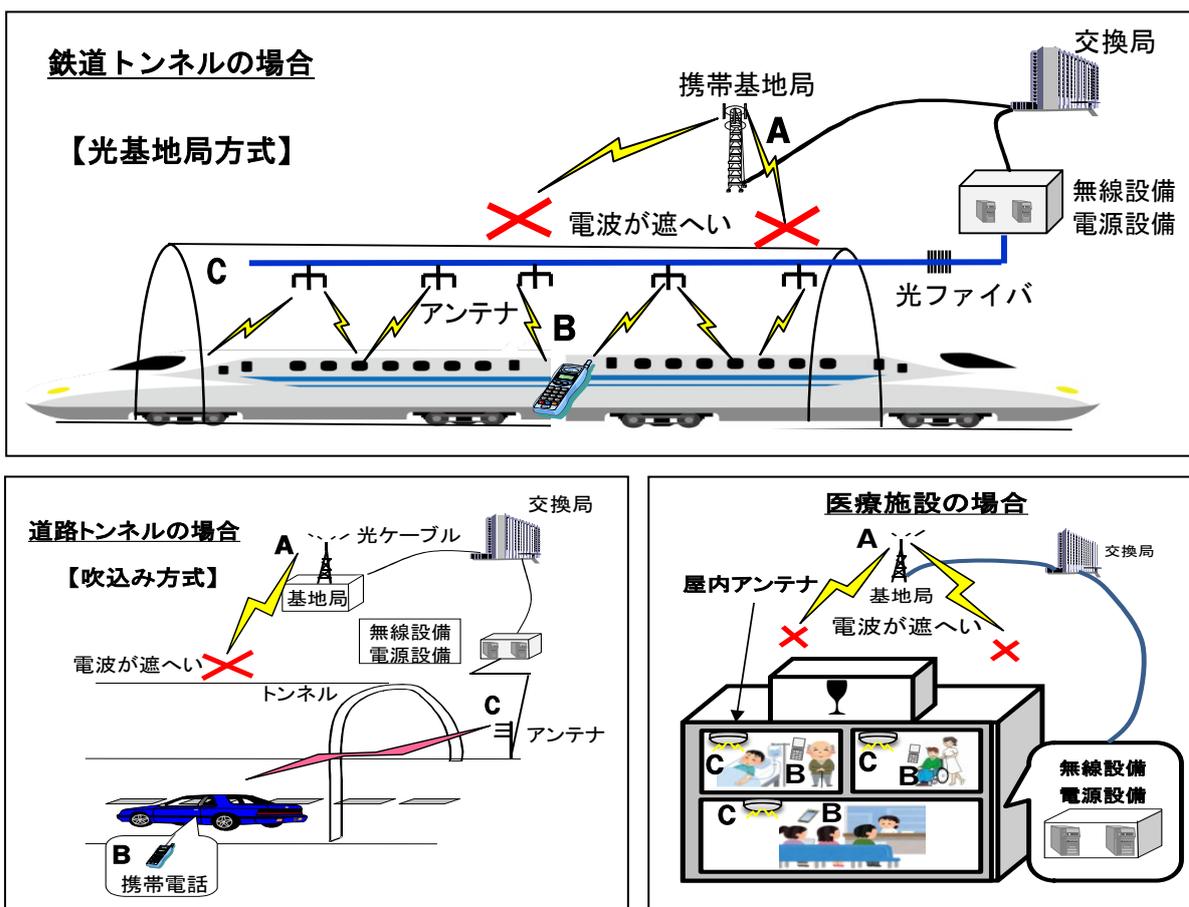
- ア 事業主体 : 一般社団法人等
- イ 対象地域 : 鉄道トンネル、道路トンネル、医療施設
- ウ 整備施設 : 移動通信中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- エ 国庫補助率: 鉄道トンネル 1/3 (※)

※ 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が
営業主体となる新幹線路線における対策の場合は5/12

道路トンネル 1/2

医療施設 1/3

2 イメージ図



注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。

3 所要経費

	令和3年度予算額	令和2年度予算額
一般会計	2,359百万円	2,924百万円